

事業名：国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業

令和7年7月29日に公表した実施に関する方針等に対する
質問回答書

令和7年8月27日
国土交通省 四国地方整備局

国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業 実施に関する方針に対する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	②種類について、既に敷設されている情報ボックスは、「道路付属物(道路照明、道路標識等)」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	無電柱化の実施が事業目的ですので、道路延長内、事業延長外では本施設の設計から工事の対象外と考えてよろしいでしょうか。	別紙1に示すとおり、道路延長内であっても事業延長外の部分は、本事業における整備対象外です。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	イ工事業務 d本施設の所有権移転業務において、参加資格要件を満たしていれば、工事監理企業でも業務は兼ねることが可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	事前調査業務の中には非開削探査(レーダー探査等)は含まれますでしょうか。	事前調査業務では現地踏査と試掘調査等の実施を求めています(要求水準書(案)第2章2.)が、必要に応じ事業者の責任の下に、他の方法で実施することを妨げるものではありません。 必要に応じてご提案いただき、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
5	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	「なお、期限までに既存ストックの所有権を国が取得できなかった場合、民間事業者は、本入札時の提案に基づき事業を実施するものとする。」とありますが、ここでいう”期限”とはいつを想定しているのでしょうか。	工事業務着手前までを想定しています。
6	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックの活用可否判断を国は、どの段階で行うのでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
7	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックの所有権を国が所得できない場合、タイミングによって大きな手戻りの発生になるが、その場合は設計変更の対象となりますか。	当初契約では、既存ストックを活用しない提案を条件としているため、所有権を国が取得できない場合は当初契約通りとしてください。
8	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和15年度から令和36年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、完成・引渡し及早まった場合に限らず、支払期間を短縮することは可能でしょうか。	国が支払う対価の支払期間の短縮は、いたしません。
9	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払	②維持管理企業に係る対価について、引渡し日が1年以上前倒しになった場合、本対価の支払期間も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	記載の通り、本施設の完成・引渡しが想定スケジュールより早まった場合は、維持管理業務に係る対価の改定については協議しますが、支払期間は変更しません。
10	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥「ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が第1. 1(5)②ウに掲げる工事監理業務と第1. 1(5)②イに掲げる工事業務のうちa 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びb 電線共同溝工事業務を実施することはできない。」とありますが、第1. 1(5)②イに掲げる工事業務cの業務と第1. 1(5)②ウに掲げる工事監理業務は兼務できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥「また、応募企業の場合、第1. 1(5)②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。」とありますが、応募グループの場合は適用外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	14	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	管理技術者資格のRCCMは部門を問わないのでしょうか。	部門は問いません。
13	実施方針	17	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「工事監理企業は、次の要件を満たさなければならない。」とありますが、①～④のすべての要件を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	19	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	④「上記②のア及び③のイの実績として挙げた業務等の実績が…ものは、実績として認めない。」とありますが、国発注の委託工事やPFI事業で完成・引渡が完了した事業での工事監理業務は実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務が含まれる国発注の電線共同溝に関する委託工事やPFI事業の場合は、実績として認めます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	実施方針	20	第2	5	(6)	維持管理企業の参加 資格要件	②「平成22年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共 団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝PFI事業における 維持管理業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状 調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務につ いてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状 調査」です。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	20	第2	5	(6)	維持管理企業の参加 資格要件	②「平成22年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、国及び地方公共 団体発注による道路構造物保守点検業務又は電線共同溝PFI事業における 維持管理業務の実績を有していること。」とありますが、情報BOX点検補修工 事も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記工事につ いてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート 構造物工」です。	実績とは見なしません。
17	実施方針	20	第2	5	(6)	維持管理企業の参加 資格要件	④「平成22年4月1日以降入札公告日までの間に完了した、・・・実績を有して いること。」 とありますが、電線共同溝PFI事業の維持管理業務は事業完了まで事業年度 毎に完了していますので、その事業年度の完了も実績に含まれるとの理解で よろしいでしょうか。	事業が完了したものでないと実績としては認めません。
18	実施方針	29	第8	3	(7)	実施方針の変更	「四国地方整備局は、民間事業者からの意見及び質問等を踏まえ、PFI法第7 条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することが ある」とありますが、変更があった場合は実施方針等への質問・意見(第2回) があるという認識でよろしいでしょうか。	第2回の質問・意見の受付はありません。
19	実施方針	29	第8	4	-	今後のスケジュール	実施方針に変更があった場合、その後のスケジュールも延伸されるという認識 でよろしいでしょうか。	実施方針の変更内容によってはスケジュールの変更もあり得ますが、詳細は 当該変更の際に公表します。
20	実施方針	35	別紙5	-	番号9	リスク分担表	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更または新 設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による 負担が事業者のみというのは、どのような税制の変更を想定されているので しょうか。	法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更等を想定し ています。
21	実施方針	36	別紙5	-	番号 16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるた め、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	36	別紙5	-	番号 20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増 加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、 その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケー スはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	事業者が負担する部分は、本事業において事業者が実施した業務に起因す る場合が該当します。なお、調整マネジメント業務における各種調整におい ては、地域住民及び地権者等からの同意取得の努力義務の範囲内を想定して います。
23	実施方針	36	別紙5	-	番号 20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状 況についてご教示願います。	住民等への事前説明は実施しておりません。
24	実施方針	36	別紙5	-	番号 20	リスク分担表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、 事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	要求水準書(案)p20第2章4.(3)やp59第3章4.(5)の業務を想定しています。
25	実施方針	37	別紙5	-	番号 26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完 了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責と ならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	37	別紙5	-	番号 33 番号 34 番号 35	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責 とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでし ょうか。	四国地方整備局と協議の上、決定することとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	実施方針	37	別紙5	-	番号 33 番号 34 番号 35	リスク分担表	与条件について、ご教示願います。また、地下埋設物管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないとの理解でよろしいでしょうか。	与条件については、要求水準書(案)(閲覧設計図書を含む。)のとおりですが、詳細は入札公告時に示します。 埋設物の移設作業の遅延が、調整マネジメント業務の不備により発生した場合は、事業者の帰責となります。
28	実施方針	37	別紙5	-	番号 34	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	四国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
29	実施方針	37	別紙5	-	番号 36 番号 37	リスク分担表	国及び事業者以外の事由により工事の全部又は一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	37	別紙5	-	番号 39 番号 40 番号 41	リスク分担表	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表No.39に記載のとおりとします。
31	実施方針	38	別紙5	-	番号 42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
32	実施方針	38	別紙5	-	番号 44	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「○」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合には、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。